

ふるさと納税 ～税の控除について～

ふるさと納税による税控除の概要

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち、2千円を超える部分について、次のとおり所得税と個人市・府民税から控除されます。

【所得税(復興特別所得税を含む)：所得控除による軽減】

所得控除額(寄附金－2千円)×所得税率(0～45%)×1.021

※控除対象となる寄附金限度額は、総所得金額等の40%です。

【個人市・府民税：税額控除による軽減】①基本分+②特例分の合計

①基本控除分(総所得金額等の30%が限度額)…(寄附金－2千円)×10%

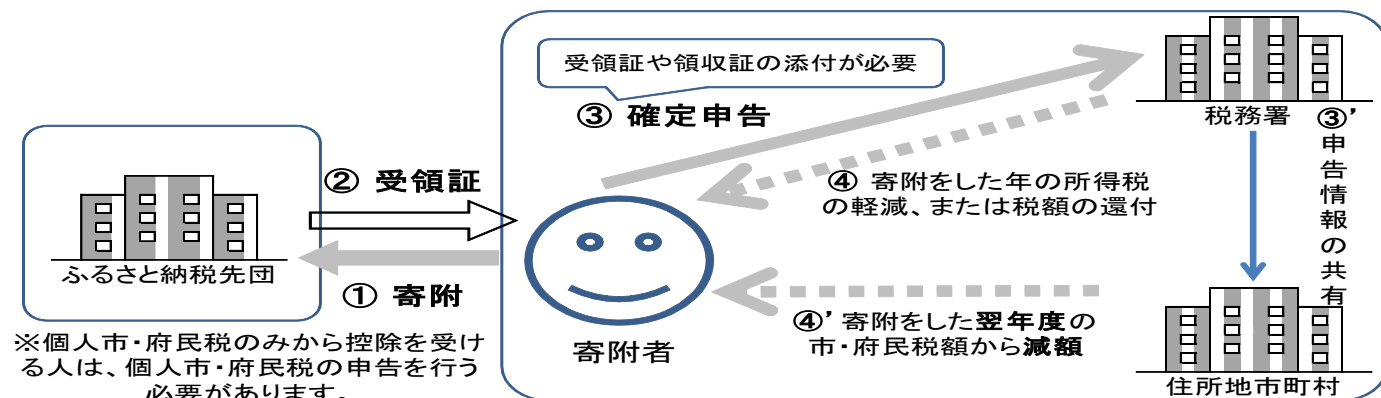
②特例控除分(算出市・府民税所得割額から調整控除を差し引いた額の20%が限度額)
…(寄附金－2千円)×特例控除適用率(※裏面参照)

③申告特例控除分：ワンストップ特例を利用した場合は、上記で計算される所得税額控除の相当額について、申告特例控除として翌年度の個人市・府民税から減額します。

控除を受けるための手続き

【確定申告を必要とする人】

所得税、個人市・府民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行う必要があります。



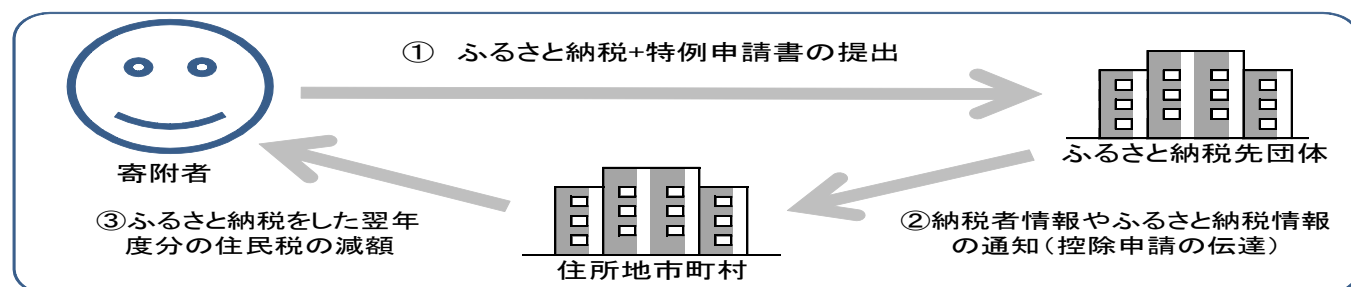
【ワンストップ制度を利用する人】

平成27年度税制改正により、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をすることなく控除を受けることができる「ふるさと納税ワンストップ特例」が始まりました。

特例の申請は、ふるさと納税を行った自治体数が5団体以内の場合に利用でき、各自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出が必要です。

【注意点】

- ・5団体を超過する自治体に寄附を行った場合は特例が適用されないため、寄附金税額控除を受けるために確定申告をする必要があります。
- ・医療費控除等で確定申告あるいは市・府民税の申告をされた場合は、寄附金の申告が必要です。
- ・ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合は、所定の様式にて変更手続きが必要です。



◇計算例（確定申告をした場合）◇

※2千円を超える寄附金全額が控除される上限額は、寄附される方の所得金額や控除額等によって変わります。

門真さんが、A市にふるさと納税 30,000 円の寄附を行った場合

(門真さんの平成 27 年中の収入等)

給与収入金額：6,000,000 円(他の収入なし) 社会保険料支払額：600,000 円

生命保険料支払額：120,000 円(一般の生命保険料のみ、H24.10.01 契約)

扶養親族：妻(45 歳)、子 2 人(11 歳・14 歳)

所得税における軽減

所得税は、課税される総所得金額により税率が異なるため、まずは、課税される総所得金額を求めます。

(課税される総所得金額＝総所得金額－所得控除額)

・給与所得金額：600 万÷4×3.2－54 万＝426 万円

・所得控除額：

基礎控除 38 万円＋社会保険料控除 60 万円＋生命保険料控除 4 万円＋配偶者控除 38 万円

＋扶養控除 0 万円(※1)＋寄附金控除 28,000 円＝1,428,000

(※1) 子は二人とも 16 歳未満のため年少扶養→控除額 0 円

課税される総所得金額：426 万円－1,428,000 円＝2,832,000 円⇒所得税の税率は 10%

⇒所得税では、(30,000－2,000)×10%×1.021÷2,859 円の軽減

個人市・府民税における軽減

(基本控除分) (30,000－2,000)×10%＝2,800 円

(特例控除分) (30,000－2,000)×79.79%(※)÷22,342 円

⇒個人市・府民税では 2,800 円＋22,342 円＝25,142 円の軽減

(25,142 円を市民税と府民税で 3：2 の割合で按分します。)

注意：ワンストップ特例を利用した場合は、上記で計算される所得税額控除の相当額について、申告特例控除として翌年度の個人市・府民税から減額します。

※特例控除適用率表 特例控除適用率は、市・府民税の課税総所得金額から所得税との人的控除額の差の合計額を差し引いた金額により決まります。

| 課税総所得－人的控除の差の合計額 | 特例控除適用率 |
|----------------------|---------|
| 0円から195万円以下 | 84.895% |
| 195万円を超え 330万円以下 | 79.79% |
| 330万円を超え 695万円以下 | 69.58% |
| 695万円を超え 900万円以下 | 66.517% |
| 900万円を超え 1,800万円以下 | 56.307% |
| 1,800万円を超え 4,000万円以下 | 49.16% |
| 4,000万円超 | 44.055% |

〈門真さんの場合〉

(A)課税総所得 297 万円 2 千円

＝総所得 426 万円－**所得控除 128 万 8 千円

(**所得控除＝基礎控除 33 万＋社保控除 60 万

＋生保控除 2 万 8 千円＋配偶者控除 33 万)

(B)人的控除額の差 10 万円

＝基礎控除の差 5 万円＋配偶者控除の差 5 万円

寄附金控除の詳細については、それぞれ下記をご参照ください。

所得税：国税庁ホームページ「一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)」

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

個人住民税：総務省ホームページ「ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

税の控除等に関するお問い合わせ先 総務部 課税課 市民税グループ 06-6902-5898